第１章

人を大切にするまちづくり

第１章　人を大切にするまちづくり

第１節　明日の地域を担う心豊かな人づくり

◆現況と課題

本町では、住みたい、住んでよかったという生きがいと潤いのあるまちづくりや人づくりの拠点として、平成12年に１幼稚園、１保育所が新設され、計３園５所、小・中学校においては、平成９年に１中学校、平成13年に１小学校を開校させ、計５小学校３中学校となりました。また、平成13年にはむくのきセンターと図書館をオープンさせるなど、生涯学習や地域文化の拠点整備を進めてきました。

これらの充実を通じて、学校教育については、児童・生徒の豊かな発達をめざし、基礎的・基本的内容を身につけさせ、個性や能力の伸長を図ってきました。また、社会教育については、住民ニーズに対応した学習機会を提供するとともに、住民の自発性・自主性を尊重した学習活動の奨励や図書館サービスの充実に努めてきました。

しかし、国際化・情報化・高齢化などの急激な社会変化の中で、21世紀を迎えた教育は大きな転換期を迎えており、社会に柔軟かつ的確に対応する能力や資質を育むために、さまざまな教育改革が必要とされ、進められています。

特に初等・中等教育において、学校週５日制の導入とともに、平成14年度から「新学習指導要領」に基づく教育がスタートして「総合的な学習の時間」が創設され、地域教育資源の活用や地域に開かれた特色ある学校づくりが展開されはじめています。その中で、生涯にわたって主体的に生きる力と創造性あふれた心豊かな人間形成を育む教育内容の充実が必要になっています。また、本町における有利な立地条件を生かして、学研都市の研究施設などと連携し、科学技術に関する知的好奇心や探究心を高めるための学習機会を提供するなど、町独自の教育の充実が望まれています。

町立図書館については、府内でも高い利用状況にあり、住民の多様な資料要求に応えるため、資料の充実を図るとともに、相楽郡、京都府、そして国内へと広域的ネットワークを拡大してきました。さらに、国立国会図書館関西館が本町に開館したことにより、「本のまち精華町」として、図書館サービスの充実がますます期待されています。今後は、学校図書館との連携・協力などによる児童へのサービスや、高齢化・国際化など多様な社会に対応した、きめ細かなサービスが求められています。

生涯学習については、地域のニーズに応じた幼児期から高齢期までのさまざまな学習機会の提供、まちづくりや人づく

りでは、地域を中心とした相互交流、青少年健全育成については、「こどもを守る町」宣言*の趣旨を踏まえた青少年を取り巻く環境の整備がそれぞれ求められています。また、さまざまな文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興についても、今後一層その充実を図る必要があります。

「こどもを守る町」宣言…昭和43年に本町において制定され、内容は次のとおりである。
｛青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。本町はここに「こともを守る町」であることを宣言し、町民すべての熱意を結集してその目的達成のために努力する。｝

◆施策の体系

節	柱	小　　柱
第１節　明日の地域を担う心豊かな人づくり	（1）　「生きる力」を育てる学校教育の推進	①　個性や能力を伸ばす学校教育の推進 ②　特色ある学校づくり ③　教育環境の整備
	（2）　家庭・地域・学校が連携した社会教育の推進	①　社会教育活動の充実 ②　図書館活動の充実 ③　地域ぐるみで取り組む青少年の育成
	（3）　体系的な生涯学習の仕組みづくり	①　生涯学習プログラムの整備 ②　生涯学習推進体制の整備

◆計　画

（1）「生きる力」を育てる学校教育の推進

①　個性や能力を伸ばす学校教育の推進

- **幼児教育の充実**

　３私立幼稚園と５町立保育所の現状を踏まえ、幼稚園への就園ニーズに対応するため、私立幼稚園への助成等を通じて、保護者の負担軽減に努めます。

- **豊かな人間性を育む義務教育の推進**

　教育活動全体を通して、自ら学び、考え、主体的に行動するとともにコミュニケーション能力を持った児童・生徒を育む教育を進めます。また、生命を大切にし、他人を思いやるこころを持った、豊かな人間性を育むための教育を推進します。

- **体験学習の推進**

　地域の特色を生かした体験的な学習を積極的に取り入れ、環境に対する豊かな感性と、環境に配慮した生活や行動ができる実践的態度を育みます。職場体験・農業体験・ボランティア活動など、地域の特色を生かした体験的な学習を積極的に取り入れ、豊かな感性や主体的に行動する実践的態度や能力の育成を図ります。

- **人権教育の推進**

　人権問題についての正しい認識に基づき、さまざまな人権を尊重した実践力を持つ子どもの育成を道徳教育とあわせて推進します。

- **障害児教育の充実**

　障害のある幼児・児童・生徒の視点

に立って、一人ひとりのニーズを把握するとともに、その能力・個性の伸張を図り、必要な支援を行います。また、将来にわたって、自立し、社会参加のできる資質の養成に努めます。さらに、交流教育等を通じて、障害児に対する理解と啓発に取り組みます。

• 情報教育の推進

充実した情報教育が行えるために、情報基盤の整備や教職員研修などを推進します。

• 国際理解教育の推進

国際社会に生きる児童・生徒として、広い知識を持ち、異なる文化の人びとと共に生きていく資質や能力の育成を図るために、外国語指導助手（ＡＬＴ）などの活用によって、国際理解教育の充実に努めます。

• 科学・理科教育の充実

学研都市に立地する研究施設などと連携し、日頃体験したことのない最先端の技術に触れる機会を充実します。また、日常生活の中にある「不思議」を発見し、科学・理科などをより身近なものと感じられるよう、科学技術などの学習機会を提供し、心に芽ぶいた感動や興味等の感性を大事にし、創造的探求心の育成をめざします。

• 給食指導の充実

児童の望ましい食習慣を形成するため、学校給食を中心とした指導の充実を図り、安全性と地元の農産物等を活用した魅力ある学校給食をめざします。

② 特色ある学校づくり

地域ボランティアの活用や学校運営において、学校評議員を設置し、家庭や地域社会との連携を一層深めることによって、地域や学校の実態に即した「地域に開かれた特色ある学校づくり」をめざします。

③ 教育環境の整備

• 学校施設の整備・拡充

安全・快適な教育環境のもとで、充実した教育を進めるために、老朽化した校舎などの改修、改築を計画的に進めます。また、情報教育、少人数授業の実施など教育内容の多様化への対応や、生涯学習・社会活動の場としての地域開放、耐震への対応・危機管理、バリアフリー*化などに配慮した整備を進めます。

• 学校規模の適正化

児童・生徒数の変化に対応し、教育環境が確保できるよう学校規模の適正化を図ります。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

(2) 家庭・地域・学校が連携した社会教育の推進

① 社会教育活動の充実

• 学習機会の充実

住民の自発的な学習の促進を努めるために、学校・むくのきセンターなどを社会教育活動の場として積極的に活用し、さまざまな団体と連携をとりながら、幼児期から高齢期までの生涯の各時期に対応する学習機会の拡充に努めます。特に、家庭教育のあり方について問い直し、子どもの発達段階に応じた家庭教育学級等の充実に努めます。

• キャンプ事業の推進

学研研究施設、ＮＰＯ*などの協力により、語学・科学などのキャンプを学校や学年、地域を越えて生活体験することにより、グループ活動の中からの仲間づくりや社会のルールを学び、主体的に生きる力を育成できるようめざします。

• 情報提供活動・相談事業の充実

住民の多様な学習要求に対応できるよう、ボランティア活動等に関する情報提供や相談に応じるためのネットワーク化を図り、関係行政機関との連携の強化に努めます。

生涯学習を支える社会教育活動の促進に必要な調査・研究を進めるとともに、住民の自発的な学習を支援する広域的な情報の提供と相談体制の充実に努めます。

• 指導者の発掘・育成

各種の教室・講座などの学習活動や関係機関・各種団体などとの連携により、さまざまな技能・能力を持った人材を発掘し、生涯学習の人材バンク*化を進めます。また、必要な研修を行うことによって、指導者や資格所有者の育成と資質の向上を図ります。

• 社会教育関係団体の育成とネットワーク化

文化協会・体育協会をはじめとする各種社会教育関係団体の活動を推進するために、文化・スポーツなどの自主的な活動を支援し、各種団体の組織の充実に努めます。

• コミュニティーセンター活動の充実

生涯学習活動を推進するため、むくのきセンターをはじめとする各種施設を活用して、住民各層を対象にさまざまな分野にわたる時代に対応した講座・教室などの事業を開催するとともに、各種サークルなどの自主的活動に対して積極的に援助します。

② 図書館活動の充実

• 資料の充実とサービスの拡充

町の情報発信基地としての図書館活

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせずに、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

人材バンク…さまざまな分野において秀でている、また特別な能力（特技）などを持っている人を登録し、その登録された人が地域活動などで活躍してもらう制度。

動を推進するため、教養書、実用書、読み物、郷土・行政資料など、さまざまな分野の資料の充実を図ります。また、高度情報社会に対応して、デジタル資料の収集･提供や、インターネットを活用した情報発信について検討します。

• 広域的図書館ネットワークの推進

幅広い住民の資料要求やレファレンス*に応えるため、資料や情報の相互利用と連携をめざして、相楽郡・京都府・国内へと広域的図書館ネットワークの充実を進めます。

• 児童サービスの充実

児童サービスは、図書館の最も重要な活動の一つであり、児童資料を充実させるとともに、子どもと本を結びつける活動を推進します。また、学校図書館と連携して、資料の共同活用やサービスのネットワーク化を進めます。

• 多様なサービスの展開

生涯学習・地域文化の拠点として、住民と協力した図書館活動を進め、資料を核とした講座・読書会などの集会活動の充実や文化活動の支援に努めていきます。また障害者・高齢者、さらに在住外国人への対応など、すべての住民が必要に応じて利用できるよう多様なサービスを進めていきます。

③ 地域ぐるみで取り組む青少年の育成

• 青少年健全育成活動の推進

新しい時代を切り拓く力を持った、たくましい青少年を育成するため、豊かな体験活動や社会参加活動の促進に努めるとともに、家庭・地域・学校が連携して健全育成活動の総合的な推進を図ります。

青少年関係団体を活性化するため、自主的な文化・スポーツ・社会活動に対する支援に努めます。

「こどもを守る町」宣言*の趣旨を踏まえ、青少年のためのさまざまな文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

• 青少年非行防止活動の推進

青少年の健全育成のための環境条件を整えるため、不健全な施設などの立地に対して、関係機関と連携し、適切な規制・指導を行います。

また、関係機関・団体・事業者と連携をとりながら、非行の早期発見・未然防止を図るため、青少年健全育成協議会とともに、青少年を取り巻く環境浄化の促進に努めます。

レファレンス…照会、問合せ。

「こどもを守る町」宣言…昭和43年に本町において制定され、内容は次のとおりである。「青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。本町はここに「こどもを守る町」であることを宣言し、町民すべての熱意を結集してその目的達成のために努力する。」

（3）体系的な生涯学習の仕組みづくり

① 生涯学習プログラムの整備

誰もが多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、学習需要の的確な把握に努めるとともに、情報化・国際化・少子高齢化社会に対応した学習プログラムを策定します。

② 生涯学習推進体制の整備

社会のさまざまな教育機能の相互の関連性に考慮しながら、生涯学習を総合的・計画的に推進していくために、府や近隣市町村、また、学研都市に立地する大学や企業などと連携を図りながら、全町的な生涯学習推進組織を設置します。

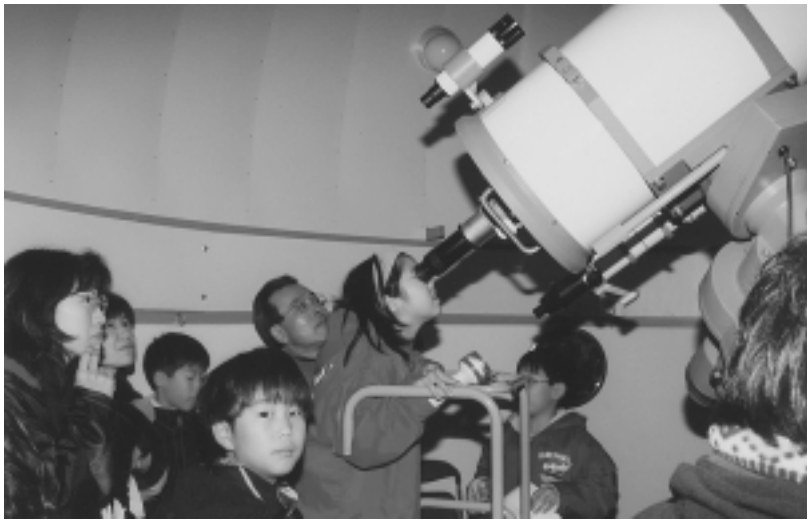

第２節　誰もが健康で元気に暮らせる社会の形成

◆現況と課題

本町では、障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、将来的な福祉ニーズへの対応や制度の転換を見据えた障害者基本計画を策定しました。この計画に基づき、障害者のライフステージ*ごとのニーズを第一として、障害者ができる限り地域の中で必要なサービスや支援を受けながら自立した生活が送ることができるよう、地域住民との協働による精華町らしい障害者の社会参加促進を図る必要があります。

また、本町では、これまでも、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、各種ボランティア団体等と協働しながら福祉のまちづくりに取り組んできました。今後、さらに地域福祉を推進していくためには、行政や関係機関、福祉関係団体と住民が、また住民相互が協力・連携を深める中で、住民の地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、すべての人が自立した生活を送ることができるよう相互扶助の地域社会を構築する必要があります。

少子社会、核家族化の進行、女性の社会進出などによって、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てについては、保護者だけでなく、地域社会全体で見直していく必要があります。また、本町では、都市化の進展に伴い、コミュニティーの希薄化などに起因する保護者の孤立化などが問題になっており、地域ぐるみで子どもに対する健全育成活動が必要になっています。

ライフステージ…人間の一生を段階的に区分する考え方。幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの区分。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいをもって暮らしていけることが重要であるという観点から、高齢者ニーズの把握に努め、保健・福祉・医療サービスの総合的な供給体制の確立を図る必要があります。また、高齢者が自立して生活できるように、介護予防・生活支援を視点にした福祉サービスの再構築が必要となっています。さらに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進などによって、豊かな人生を過ごすことのできる生涯設計が可能となるよう、総合的な福祉の推進が求められています。

また、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、国民意識の変化などによって、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、このことを背景として、年金制度や医療保険制度の安定的な運営に向けた、制度体系のあり方など各般の課題について、その改善と充実が望まれています。さらに、健康の阻害要因の増大により生活習慣病が増加し、疾病の予防や早期発見・早期治療の必要性も高くなってきています。今後は、住民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じて、健康で暮らせる社会づくりをめざすとともに、住民の健康寿命の延長を実現するための健康施策が求められます。また、中心的な医療機関である国保病院の整備と運営のあり方を見直す時期にきているほか、地域医療における休日・夜間の診療体制の強化など救急医療体制の充実も図る必要があります。

◆施策の体系

節	柱	小　　柱
第２節　誰もが健康で元気に暮らせる社会の形成	（1）　ノーマライゼーション*社会をめざす福祉の充実	①　自立と社会参加を支える障害者福祉の充実 ②　社会保障の充実 ③　地域福祉の推進
	（2）　安心して子どもを育てる環境づくり	①　健全育成の推進 ②　子育て支援の充実 ③　ひとり親家庭福祉の充実
	（3）　生きいきとした高齢社会の形成	①　高齢者が活躍できる地域づくり ②　高齢者福祉サービスの充実
	（4）　健康づくりの推進	①　健康づくりの推進 ②　感染症予防対策の推進 ③　保健事業の推進 ④　医療・救急救助の充実 ⑤　保健・医療・福祉の連携システムの構築

◆計　画

（1）ノーマライゼーション*社会をめざす福祉の充実

①　自立と社会参加を支える障害者福祉の充実

- **ふれあいと社会参加の機会づくり**

障害者やボランティアを核とした仲間づくりを進め、広く住民の参加による理解と交流によってノーマライゼーション*社会の実現を図ります。

- **障害児教育の推進**

障害児の療育、子育て支援、障害児教育の充実を積極的に進め、発育段階におけるノーマライゼーション*の理念に基づいた意識の醸成を図ります。

- **生活支援サービスの充実**

ライフステージ*に対応した保健・医療・福祉サービスの充実により、障害者の生活の質の向上を図るため総合的な支援システムの整備を進めます。

- **社会参加を支えるまちの環境づくり**

障害者が地域で自立した日常生活及び社会生活が送れるよう、生活環境のバリアフリー*整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の連携のもとで、必要なケアを提供するなど、地域における支援体制についても検討します。

ノーマライゼーション…障害者や高齢者等社会的に不利を負いやすい人びとを当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で、他の人びとと同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法。
ライフステージ…人間の一生を段階的に区分する考え方。幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの区分。
バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

- **自立に挑戦する働く場づくり**

　障害者の雇用の促進や就労の定着を図るために、関係機関との連携を図りながら就職情報の提供や就職活動の支援を行います。また、授産施設等における福祉的就労の場の提供を支援します。

- **計画の進行管理への当事者参加**

　障害者基本計画の施策や事業の実施において、障害者や介助者、ボランティア等の住民参加を促進します。それらの取り組みを通じて、計画の進行管理における当事者参加を促進します。

② 社会保障の充実

- **相談体制の充実**

　生活困窮者や低所得者・世帯の自立助長を図るため、社会福祉協議会や民生児童委員等との連携を強化し、生活実態の把握に努めるとともに、生活相談体制の充実を図ります。

- **就労対策の推進**

　要援護世帯の自立助長を促進するため、就職相談や情報提供など就労対策の充実を図ります。

- **地域雇用の創出支援**

　既存企業の振興や新規企業の立地による地域雇用の創出などを図るため、雇用創出支援の検討を進めます。

- **国民年金制度充実の要望**

　社会の高齢化に対応して、国民年金制度についての充実発展と普及啓発を図り、国民年金制度が円滑運営されるよう、国などへ要望します。

- **国民健康保険制度充実の要望**

　住民が将来にわたって安心して必要な医療を確保し、負担と給付の公平を図ることによって、安定した国民皆保険制度を維持するために、国民健康保険制度の充実を国に要望するとともに、保健施設事業の一層の充実に努めます。

- **介護保険制度の充実**

　適正な保険料の設定と保険料の円滑な収納を図るとともに、保険事業運営の効率化を推進し、財政基盤の安定化に努めます。

③ 地域福祉の推進

- **地域福祉の啓発**

　地域福祉活動について、住民の自発的・自主的な参加を促進するため、さまざまな機会を通して啓発活動を推進します。

- **福祉ボランティア団体の育成・支援**

　住民の主体的な福祉ボランティア活動を活発化させるために、各種ボランティア団体の活動を支援するとと

に、ボランティアリーダーの育成を図ります。

- **地域福祉計画の策定**

　地域福祉活動への住民参加により地域福祉力をたかめ、誰もがその人らしい安心で充実した生活を可能とする地域社会をめざした、地域福祉計画の策定を進めます。

- **地域福祉の推進体制づくり**

　地域福祉の総合的な推進を図るため、社会福祉協議会や関係機関・団体等とより一層の連携と組織強化を図ります。

- **福祉施設の整備・充実**

　あらゆる福祉ニーズに対応するため、地域福祉活動の拠点として地域福祉センターかしのき苑の機能充実を図るとともに、新たな展開に向けた施設整備を図ります。

- **誰もが暮らしやすいまちづくりの推進**

　やさしいまちづくり整備指針に基づき、公共公益施設だけでなく、開発事業者や企業などの協力も得て、障害者、高齢者、妊産婦など誰もが利用しやすい施設や生活環境の整備に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

(2) 安心して子どもを育てる環境づくり

① 健全育成の推進

　「こどもを守る町」宣言*に基づき、子どもが健全に育つよう各種施策を進め、近年社会問題となっている、いじめ・不登校・児童虐待について、関係機関と連携し、その対応を図ります。

　また、児童遊園等の子どもの遊び場について、整備充実に努めるとともに、子どもの交流の場づくりに関する設置を検討し、児童の健全育成に努めます。

② 子育て支援の充実

　地域で子育てを支え合う環境づくりをめざして、子育て支援計画に基づき、保育サービスの充実を図ります。

　核家族化等で子育てに不安や悩みを持つ親が増えている中、保育所が子育て支援の拠点になるよう計画的な整備に取り組みます。

　完全学校週５日制の実施など、児童の取り巻く社会的環境やニーズの変化に対応して、学童保育の充実に努めます。

③ ひとり親家庭福祉の充実

　ひとり親家庭における生活の安定と健全な子育てが行えるよう、母子福祉推進委員等関係機関と連携を図りながら、適切な支援を進めます。

「こどもを守る町」宣言…昭和43年に本町において制定され、内容は次のとおりである。
「青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。本町はここに「こどもを守る町」であることを宣言し、町民すべての熱意を結集してその目的達成のために努力する。」

(3) 生きいきとした高齢社会の形成

① 高齢者が活躍できる地域づくり

• 高齢者の生涯学習と地域活動支援

自己実現を図りながら豊かな人生を過ごすことができるよう、高齢者自らが企画し選択できるような生涯学習環境の整備を図ります。また、高齢者の社会参加を促進するため、身近な地域での高齢者の地域活動や老人クラブ活動を支援します。

• 高齢者の健康対策の推進

高齢者の健康保持・増進、疾病予防、機能回復のため、保健・医療施策との連携を図るとともに、健康管理システムを用いて高齢者自らが健康について考え実践していくための機会づくりを進めます。

• 高齢者の就労支援

高齢者の豊富な経験と技術を生かした就労機会を確保するため、シルバー人材センターの設立、機能充実を図り、高齢者の生きがいづくりと社会参加の拡大を支援します。

② 高齢者福祉サービスの充実

• 地域に根ざした福祉サービスの展開

すべての人が年齢や性別、障害の有無に関わらず、自己の意思によって地域で生活できるように、高齢者保健福祉計画等に基づいて、ハード・ソフト両面から各種福祉サービスを展開します。また、社会福祉協議会や関係団体等の地域福祉活動を支援するとともに、ボランティア活動との協働を図りながら、地域での相互支援システムづくりを進めます。

• 介護サービスの充実と確保

高齢者個々の保健・医療・福祉ニーズに対応した各種サービスの効率的な提供を行うため、在宅介護支援センターを中心に、総合的な福祉サービスのマネジメント体制の推進と充実を図ります。また、介護保険における必要な各種介護サービスの確保に努めます。

• 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防と高齢者の自立支援のため、介護予防教室や生きがい活動通所事業、配食サービス等より質の高い高齢者保健福祉サービスの充実に努めます。

• 介護家族への支援

介護者の負担を軽減するため、在宅介護家族への支援制度の充実を図ります。

• 高齢者等の権利擁護

成年後見制度や地域権利擁護事業等に基づき、意思決定能力に欠ける痴呆性高齢者等の権利擁護体制の確立や支

援体制の整備に努めます。

- **住宅環境の整備**

高齢者が安心して暮らせ、自立生活を支援するため、専門スタッフによる住環境の整備に関する相談指導体制を確立するとともに、緊急時通報装置の設置や巡回防火指導等の充実・強化に努めます。

- **老人保険制度の充実**

急速な少子高齢化、経済の低迷、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療制度を取り巻く環境は大きく変化しています。

将来にわたり、医療制度を維持可能な制度へと再構築していくために、医療制度を構成する保健医療システム、診療報酬体系、医療保険制度の改革を国などに要望します。

（4）健康づくりの推進

① 健康づくりの推進

生涯にわたって健康に関心を持ち、望ましい食事や運動などの生活習慣が身につくよう、健康教育や健康相談を通じて、住民の健康増進への意識の高揚に努めるとともに、自らの健康管理に役立てるための健康手帳の利用を促進します。

栄養面から住民の健康づくりを支える推進役として、食生活改善推進員の養成に努め主体的な活動を支援します。

健康づくりの拠点として保健センター機能の充実を図ります。

② 感染症予防対策の推進

予防接種の有効性や安全性、副反応などを正しく理解し予防接種が受けられるよう、情報の提供に努めます。

感染症に対する正しい知識の普及を図るとともに、予防方法の啓発、普及に努めます。

③ 保健事業の推進

妊婦や乳幼児に対する健康診査、保健指導などの充実により乳幼児の健全育成を図ります。

健康診査や健康教育の充実及び健康管理システムを用いて、住民自らが生活習慣病などを予防するために健康状態の総合的な把握と主体的な健康管理の支援に努めます。

保健センターを中心に高齢者が健康でいきいき暮らせるよう疾病予防に努めます。また、健康診査後の体系的な健康教育、訪問指導、機能訓練事業により、障害や寝たきりの予防を推進するとともに、高齢者自ら健康への意欲が増進するよう啓発を行います。

各種がん検診の実施方法の工夫により受診機会の拡大を図り受診率の向上に努めます。

④ 医療・救急救助の充実

• 医療機関の充実

本町の人口規模に見合った、地域医療の拠点となる病院の整備については、住民が安心して医療を受けられる体制づくりのために、国保病院の整備と運営のあり方に関する審議会答申での「民間との共同化」の趣旨を踏まえ、住民のニーズを満たす診療科目の設置も視野に入れながら、医療機関の充実を図ります。

• 高次医療の誘致

医療機能の一層の充実のため、国の都市再生プロジェクトに盛り込まれた「大阪圏ライフサイエンスの国際拠点形成*」の一環として検討されている「学研都市メディカルコンプレックス構想*」などの各種動向を踏まえ、高次医療施設の立地誘導を図ります。

• 救急医療体制の充実

地域医師会、医療機関、近隣市町村との連携により、休日・夜間の診療体制の強化も含めて広域的な救急医療体制の充実に努めます。

また、住民に対し、緊急時における応急手当などの知識や技術の情報提供と普及・啓発に努めます。

• 医療保障制度の充実

住民が安心して医療を受けられるように、また、将来にわたって医療保障制度の安定的な運営を図るため、医療保険制度の体系のあり方など関係機関に要望します。

特に、国民健康保険においては、高齢化の進展に加え、近年の厳しい経済状況等を背景に、厳しい財政運営が迫られている状況であり、財政基盤の強化策を講じていきます。

⑤ 保健・医療・福祉の連携システムの構築

住民が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供や相談支援体制の充実を図るために、健康管理システムや高齢者及び障害者関連システムと総合窓口システム等の連携により福祉総合システムの構築を進めます。

大阪圏ライフサイエンスの国際拠点形成…平成13年、国により決定された都市再生プロジェクト（第二次決定）の一つ。大阪圏においてライフサイエンスに関する大学や試験研究機関、医療・製薬産業等の集積を育成し、相互に連携させることにより、ライフサイエンスの基礎から臨床研究、産業化に至る総合的な国際拠点を形成し、経済再生を通じた都市再生を図ることをめざしている。関西文化学術研究都市も大阪圏のライフサイエンスの集積拠点として含まれている。

学研都市メディカルコンプレックス構想…高度移植医療を中心とした高度・先進医療センターの整備を図り、新たなメディカルコンプレックス都市の機能形成をめざすもの。

第３節　交流の輪が広がる活動的な地域づくり

◆現況と課題

全国的な少子高齢社会の中で、地域福祉の向上や防犯・防災など、多様な課題に的確に対応するために、住民の自主的な地域参加と交流に支えられた、自治会をはじめとするコミュニティー活動が極めて重要になっています。本町では、これまで基礎集落圏を中心とした自治会単位での集会所やかしのき苑などのコミュニティー施設の整備を積極的に推進してきました。今後は、ますます、地域の主体的な活動を通じた住民相互の信頼と連帯が不可欠であり、その活動の場であるコミュニティー施設の果たす役割も大きくなっています。

スポーツの振興については、住民一人ひとりのスポーツへの主体的な取り組みがあって初めて可能となるものです。国においては、平成12年に「スポーツ振興基本計画」を策定し、明るく豊かで活力のある社会を実現するために、スポーツの振興に取り組むことを掲げています。本町では、打越台グラウンド、池谷公園、町立体育館、木津川河川敷多目的広場の整備や学校施設の開放など、施設の充実を図りながら各種のスポーツ教室や競技大会などを開催してきました。また、体育協会や体育指導委員会と連携しながら各種の行事を実施し、指導者やスポーツ団体の育成にも努めています。今後は、いつでも、どこでも、だれでも気軽に参加できる「生涯スポーツ」の視点から、施設の量的・質的充実、スポーツ団体の育成と強化、指導者資格所有者の確保、住民のニーズを把握した事業の実施、及び施設の適切かつ効率的な管理運営を確保できる体制整備などさまざまな条件整備を図る必要があります。

歴史・文化については、本町では、古くは平安京と平城京を結ぶ回廊的位置にあったため、豊かな歴史的文化遺産に恵まれており、「精華町文化財保護条例」などによりその保存・継承を進めてきました。今後は、文化財を地域文化の貴重な財産として、歴史民俗資料館などの施設整備を進め、その保存と活用を図ることが必要です。また、過去の伝統的文化の基盤の上に、現在の住民文化活動を展開し、新たな文化を創出することも肝要です。本町では、「せいかふれあいコンサート」や「けいはんなプチコンサート」などの文化芸術振興事業を実施してきましたが、いずれも側面的な支援にとどまり、行政施策としての主体的な取り組みには至っていないのが現状です。また、1,000人を収容可能なけいはんなプラザの住友ホールや、パイプオルガンが特色の精華町交流ホールなど文化芸術振興の基盤が整っているにもかかわらず、利活用を含め十分な事業の展開が図られているとは言えません。今後は、都市化に伴う新たな住民ニーズを踏まえ、個性ある本町独自の文化芸術振興策を積極的に推進する必要があります。

◆施策の体系

節	柱	小　　柱
第３節　交流の輪が広がる活動的な地域づくり	（1）　多様な地域活動の促進	①　コミュニティー施設の整備 ②　コミュニティー活動の推進
	（2）　活発なスポーツ・文化活動の展開	①　参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の充実 ②　スポーツ・レクリエーション活動推進体制の整備 ③　文化財の保存活用 ④　個性ある文化芸術の振興 ⑤　スポーツ・文化施設ネットワークの整備

◆計　画

（1）多様な地域活動の促進

①　コミュニティー施設の整備

地域コミュニティー活動の拠点ともなる集会所などの充実・整備を進めるとともに、学校の余裕教室等を利用し、地域開放できるように検討するなど、地域と一体となった公共施設の利用に努めます。

また、広域でのコミュニティー形成を進めるにあたり、住民参加により調査・検討を行い、コミュニティーセンターなどの整備を進めます。

②　コミュニティー活動の推進

• コミュニティー組織の育成と支援

自治会などにおける住民の自主的な活動を通じて、コミュニティーの醸成を図るとともに、地域の活性化を担うコミュニティー組織の育成と諸活動に対する支援を図ります。

そのため、自治会を単位とするまちづくり協議会により、地域的な課題解決や地域づくりを進める活動に対して、「（仮称）まちづくり創精基金」の創設により支援を行えるように進めます。

せいか祭り・町民運動会などを通じて、住民主体による企画・構成を行い、今まで以上のコミュニティー活動の展開を促進するとともに、住民がまちづくり活動を担う支援策の一つとして、「（仮称）まちづくり講座」などの学習機会の提供を図ります。

また、既存地域と開発地域の区別なく、環境問題や景観など、すべての住

民が共通課題と感じていることを自治会で取り組み、自治会同士の交流ができる機会やシステムを整備します。

- **ボランティア活動の振興**

社会教育施設や学校等におけるボランティア活動を促進するため、研修機会の充実を図り、「2001年ボランティア国際年」の取り組みの成果を踏まえ、ボランティア活動の振興に努めます。

(2) 活発なスポーツ・文化活動の展開

① 参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の充実

住民が相互に交流と親睦を深めながら、地域の活性化と競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会の開催を図ります。また、生涯スポーツに向けて、誰もが気軽に参加できるニュースポーツ*などの各種スポーツ教室を開催し、スポーツ・レクリエーション活動の底辺拡大に努めます。

② スポーツ・レクリエーション活動推進体制の整備

- **指導者と資格所有者の発掘と育成**

各種のスポーツ教室・研修会などのスポーツ・レクリエーション活動や、関係機関・団体などの連携の中から、指導力を持った人材を発掘し、スポーツ振興の核となる高い資質を持つ指導者の人材バンク*の仕組みを作ります。

また、必要な講習会の開催などにより、指導者や資格所有者の育成と資質の向上を図ります。

- **スポーツ団体の育成**

住民の日常的なスポーツ団体を促進し、相互の親睦と交流を深めるため、スポーツクラブやサークルの育成や組織の充実に努めます。

また、スポーツ団体の要となる体育協会の組織強化のため、各種競技団体の組織の充実や、校区社会体育振興会の組織化を図るとともに、法人化をめざします。

さらに、青少年のスポーツ団体活動の促進と健全な育成のため、スポーツ少年団の育成に努めます。

③ 文化財の保存活用

- **文化財保護**

すぐれた文化財を、住民の大切な財産として次の世代に継承していくために、住民の理解と協力を得ながら、法令に基づいた文化財保護施策を推進します。

そのために、有形文化財をはじめとする種々の文化財の調査・研究を行い、その収集と保存に努めるとともに、住民の文化財保護意識が高まるようそれらの活用を図ります。

また、重要な遺跡については遺跡公園などを整備し、住民の憩いの場とし

ニュースポーツ…新しいタイプのスポーツの総称で、グラウンドゴルフ、インディアカなど誰でも楽しめる特徴を持つ。
人材バンク…さまざまな分野において秀でている、また特別な能力（特技）などを持っている人を登録し、その登録された人が地域活動などで活躍してもらう制度。

て、その保存と活用を図ります。

• 歴史民俗資料館の建設

文化財保護行政の拠点として、調査･研究･資料の収集保管場所であると同時に、住民が歴史、伝統文化などを知り、親しむ場として歴史民俗資料館を建設し、文化の拠点の一つとします。

④ 個性ある文化芸術の振興

• 文化事業の展開

文化の振興を学研都市の成熟とまちの活性化の基本として位置付け、町民文化の祭りを行うほか、文化機会提供事業として、「せいかふれあい劇場」や「せいかふれあいコンサート」を実施するとともに、「精華町交流ホールコンサート」の実施や（株）けいはんな等が主催する文化事業への助成など、地域文化振興事業を積極的に実施します。

また、収益的事業と住民支援事業をバランス良く実施するために、（仮称）財団法人精華町文化振興事業団の設立をめざします。

• 文化団体の育成

住民の自主的な文化活動を推進するために、精華町文化協会などを通じて住民支援事業を実施する一方、文化育成の担い手となる個人や団体の発掘と支援を行います。

⑤ スポーツ・文化施設ネットワークの整備

• スポーツ施設の整備

住民が気軽に足を運ぶことができ、スポーツ・レクリエーションを楽しめるように、施設を有効に活用するとともに、より活発な住民のスポーツ活動に対応できるよう総合運動公園及びプールなどの建設を行い施設の充実に努めます。

• 野外活動施設の建設

日常生活の中では得ることのできない自然とのふれあいや交流の重要性を踏まえ、青少年をはじめ、住民がレクリエーション活動や、野外活動・団体活動・学習活動などを実施し、住民相互の親睦とコミュニケーションを図ることができるように、各種施設の利用などを含めた野外活動施設の具体化に向けた検討を行います。

• 学校施設の開放

生涯スポーツの視点から、スポーツクラブをはじめとして地域住民などへ、学校施設を積極的に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めるとともに、必要に応じて、屋外運動場などの夜間照明施設などを設置し、施設の利用拡大に努めます。

- **文化施設ネットワークの整備**

　けいはんなプラザ住友ホールや精華町交流ホール、かしのき苑ふれあい大ホール、むくのきセンター多目的ホールをまちの文化拠点として位置付け、それぞれ連携利用できるよう文化施設ネットワークを整備します。

第４節　共に生きる人間尊重のまちづくり

◆現況と課題

多文化共生社会については、学研都市の成熟に伴う国際化の進展に対応して、これまでホームステイ事業や国際交流プログラムなどの事業を展開し、住民レベルでの国際理解に努めてきました。今後は、住民や立地企業、ＮＰＯ*など、多様な団体等が参画・連携することにより、みんなが暮らしやすいまちづくりを推進し、多文化共生と相互扶助による新たな国際交流活動の促進を図っていく必要があります。

男女共同参画社会については、昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機として、４半世紀にわたる女性の地位向上の取り組みにより、男女平等の実現に向けた内外の状況が大きく変化しました。国では、男女の能力や役割に対する固定的な考え方や男女差別の社会制度・慣行を解消するため、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しています。本町においても「男女共同参画計画」を策定し、国や府に準じた施策や本町の特性に応じた施策について、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

人権については、「世界人権宣言」において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたっており、人権尊重の機運が世界的な潮流となっています。本町では、「『人権教育のための国連10年』精華町行動計画」を策定し、教育や啓発などを通じて人権啓発活動の推進に努めてきました。しかし、同和問題や女性問題など差別や偏見は依然として存在し、社会の複雑化などに伴い人権問題はますます多様化すると考えられます。「人権の世紀」といわれる21世紀を確かなものにするため、あらゆる機会をとらえ人権の確立に向け一層の取り組みが必要です。

平和については、本町では、昭和62年に平和を愛する住民の決意を込めて「非核・平和都市宣言」を行い、平和祭典などの啓発事業を実施しながら、平和への実践と住民意識の醸成を図ってきました。今後、恒久平和の実現には、住民とともに平和への取り組みを進めていくことが重要であるとの考えに立ち、住民の恒久平和を願う身近な取り組みや平和に貢献する活動の支援を進めていく必要があります。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせずに、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

◆施策の体系

節	柱	小　　柱
第４節　共に生きる人間尊重のまちづくり	（1）　多文化共生社会の実現	①　国際化対応の地域づくり ②　外国人のまちづくり参加機会の充実 ③　国際交流活動の促進
	（2）　男女共同参画社会の実現	①　男女共同参画社会の環境整備 ②　社会参加システムの確立
	（3）　人権尊重のまちづくり	①　人権尊重の社会の実現 ②　平和の実現

◆計　画

（1）多文化共生社会の実現

①　国際化対応の地域づくり

学研都市の建設の進展に伴い、多数の外国人が本町に居住、滞在、訪問する中で、外国人が暮らしやすく、気軽に訪れることができるように、公共公益施設や交通機関などの外国語案内板の設置を進めるとともに、生活関連施設の整備など、生活環境の充実に努めます。

②　外国人のまちづくり参加機会の充実

地域の課題や文化・教育などについて、意見交換や相互交流を図る場を設定し、まちづくりに対する外国人の参加機会を創出することによって、多文化共生と相互扶助によるみんなが暮らしやすいまちづくりの促進を図ります。

③　国際交流活動の促進

せいかグローバルネットなどのＮＰＯ*と協働して、世界中から人びとが集う草の根レベルの活発な交流事業を展開します。また、友好宣言都市ノーマン市との交流促進のほか、多様な友好都市関係を築き、国際都市としての精華町をアピールします。

（2）男女共同参画社会の実現

①　男女共同参画社会の環境整備

• 男女平等と共同参画社会の推進

「男女共同参画社会基本法」の基本理念と国や府の行動計画を踏まえつつ、一人ひとりの個性を尊重しあう男女共同参画社会の実現をめざしたさまざまな分野における施策の推進に対して総合的・計画的に取り組みます。

• 推進体制の整備

柔軟で実効性のある施策を展開する

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせずに、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

ために、男女共同参画社会基本法に準じて、国・府の計画を踏まえた、男女共同参画計画を策定するとともに、各分野における推進体制の整備・充実を図ります。

• 男女平等の教育・啓発活動の推進

家庭や学校・職場・地域などにおいて、男女の固定的な性的役割分担意識の解消に努めるとともに、男女平等意識を高めるため、生涯学習等あらゆる機会をとらえて、個を大切にした人権意識を育てる教育を一層推進します。

② 社会参加システムの確立

• 社会参加の促進

男女ともに豊かで住み良い社会システムを構築するため、行政をはじめ各種機関・団体における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、子育てや介護の社会的支援システムの整備・充実を図ります。

• パートナーシップの確立

男女を問わず自立した個人として、お互いを尊重し、支えあうパートナーシップの確立をめざします。労働環境においても、男女が対等のパートナーとなれるよう、法律や制度の周知を図ります。

(3) 人権尊重のまちづくり

① 人権尊重の社会の実現

• 行動計画に沿った施策の推進

「人権教育のための国連10年」精華町行動計画に基づき、人権意識の一層の高揚を図るために、関係機関や団体と連携して、各分野における推進体制の整備・充実を図ります。

• 人権教育の推進

基本的人権の尊重を生涯にわたる学習課題としてとらえ、人権についての正しい理解と認識の基礎を養うため、学校教育や社会教育などあらゆる分野において、同和問題や女性問題など人権問題に関する教育を推進します。また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等の充実を図ります。

• 啓発・相談活動の推進

人権尊重の意識が、一人ひとりの日常生活の中に定着するよう、広報紙や街頭啓発などにより情報を提供するとともに、住民交流や指導者の養成、関係機関・団体等との連携協力に努めるなど、効果的な啓発を行います。また、ＤＶ*等の問題については、相談・カウンセリング体制等の充実を府や関係機関に働きかけるとともに、被害防止の啓発に努めます。

DV…ドメスティック・バイオレンス。夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力のこと。（肉体的暴力、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力など）ＤＶは、Domestic Violenceの略。

- **生活環境の整備**

　すべての住民が平等で安心・安全な生活を確保できるよう、施設のバリアフリー*化など生活周辺の環境整備を推進します。

② 平和の実現

- **平和意識の啓発**

　住民が安心して生活できる核兵器のない平和な社会の実現のため、住民への「非核・平和都市宣言」の趣旨の浸透を図ります。

　また、学校教育や社会教育との連携のもとに、平和資料の保存や活用などを通じて、核兵器の廃絶や平和の大切さ、戦争の悲惨さと非人道性を啓発するための事業の充実に努めます。

- **平和活動の促進**

　核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた取り組みを促進するため、住民による恒久平和を願う身近な取り組みや平和に貢献する活動の支援に努めます。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。